

徳島県議会議会改革検討会議
最終報告書

平成25年2月

目 次

1 徳島県議会議会改革検討会議の設置及び取り組み方針	1
2 検討の経緯及び概要	1
3 主な検討の成果	8
(別紙1) 徳島県議会基本条例	11
議会改革行動計画	17
(別紙2) 徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき 事件として定める条例	39
 <参考資料>	
徳島県議会会議規則第121条第2項本文の 規定による協議等の場の設置	41
徳島県議会議会改革検討会議要綱	42
徳島県議会議会改革検討会議 委員名簿	43

1 徳島県議会議会改革検討会議の設置及び取り組み方針

徳島県議会議会改革検討会議は、議会改革を推進し、県民に開かれた議会とするための協議または検討を行うため、地方自治法第100条第12項に規定する「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として位置づけ、平成23年5月17日に臨時的に設置されたものである。

取り組み方針として「機能の強化」、「効果的な議会運営」、「開かれた議会」の3点を掲げて議論を進め、平成25年2月までの約2年間、全18回にわたって会議を開催し検討を行った。

2 検討の経緯及び概要

第1回検討会議（平成23年5月17日）

(1) 座長・副座長の選出について

座長に藤田豊議員、副座長に三木亨議員を選出した。

(2) 会議の運営について

検討会議は報道機関に原則公開して行うこととした。

検討会議の設置期間はおおむね2年間とし、「できることから直ちに取り組む」という基本方針を確認した。

検討会議での決定事項は、議長に報告し、会長・幹事長会での承認を経て実施することとした。

第2回検討会議（平成23年6月2日）

(1) 「機能の強化」－徳島文理大学との包括連携協定事業の実施－について

◎ 昨年度の取り組みを報告し、事業の継続を決定した。

(2) 各会派からの提案事項について

各会派が改革すべき事項を提案した。

(3) 今後の検討の進め方について

今年度末には中間報告書を取りまとめ、議長に提出することとした。

第3回検討会議（平成23年7月7日）

(1) 会議のスケジュール等について

各会派から提案された改革すべき事項を「機能の強化」、「効果的な議会運営」、

「開かれた議会」の3つの観点に整理し、議論を進めることとした。

検討会議のスケジュールについて協議し、テーマごとに2～3回の議論を行うこととした。

(2) 「効果的な議会運営」－委員会の運営－について

常任・特別委員会の議事録のホームページ公開や地域協議会の実施等について協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

(3) 視察について

山口県議会及び広島県議会における議会改革の取り組み状況を視察することとした。

(4) その他

◎ 「開かれた議会」について協議する際の基礎資料とするため、議会広報に係る県民へのアンケートが提案され、その場で実施を決定した。

◎ 「開かれた議会」の一環として議会コンサートの開催が提案され、その場で実施を決定した。

第4回検討会議（平成23年9月14日）

(1) 視察の報告について

8月4日、5日に実施した山口県議会及び広島県議会における視察の概要を報告した。

(2) 「開かれた議会」－議会広報に係る県民へのアンケートの実施－について

9月29日から10月12日までの間、「オープンとくしまe-モニターアンケート」を利用し、アンケートを実施することとした。

(3) 「効果的な議会運営」－委員会の運営－について

◎ 常任・特別委員会の議事録のホームページ公開を決定した。

◎ 委員会説明資料のホームページ公開を決定した。

〔平成23年9月定例会以降の議事録及び委員会説明資料を公開の対象とした。〕

第5回検討会議（平成23年10月12日）

(1) 「効果的な議会運営」－本会議の運営－について

開会時間の早期化や代表・一般質問における質問項目のホームページへの前日掲載等について協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

第6回検討会議（平成23年11月10日）

(1) 「効果的な議会運営」－本会議の運営－について

◎ 開会時間の早期化を決定した。

◎ 代表・一般質問における質問項目のホームページへの前日掲載を決定した。

- ・平成23年11月定例会から開会時間の早期化及び質問項目の前日掲載を実施することとした。
- ・本会議の開議時刻を午前10時とし、代表・一般質問においては午前中2名、午後から2名が質問を行うこととした。

(2) 「開かれた議会」－議会広報に係る県民へのアンケートの集計結果－について

アンケートの集計結果を報告した。173名のe-モニターから回答が得られ、回答率は86.5%であった。この結果を踏まえ、広報の効果的な実施方法等を検討することとした。

第7回検討会議（平成23年12月13日）

(1) 「効果的な議会運営」－議会運営－について

議会日程の早期公表について協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

(2) 「開かれた議会」－県民への情報発信－について

◎ 「県議会だより」（第72号）における広報特集記事の掲載が提案され、その場で実施を決定した。

◎ ケーブルテレビ会社への情報発信の要請が提案され、その場で実施を決定した。議案のホームページ公開について協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

第8回検討会議（平成24年2月17日）

(1) 「効果的な議会運営」－議会運営－について

◎ 議会日程の早期公表を決定した。

(2) 「開かれた議会」－県民への情報発信－について

◎ 議案のホームページ公開を決定した。

(3) 中間報告書について

試案に基づき協議を行い、各会派の意見を調整することとした。

(4) 次年度における活動方針及び計画について

次年度における活動方針及び計画（案）について協議を行い、各会派の意見を

調整することとした。

第9回検討会議（平成24年3月19日）

（1）中間報告書について

中間報告書を確認の上、決定した。

検討会議終了後、中間報告書を議長に提出することを決定した。

（2）次年度における活動方針及び計画について

次年度における活動方針及び計画を確認の上、決定した。

第10回検討会議（平成24年6月5日）

（1）副座長辞任の件について

三木亨議員が副座長を辞任し、岡田理絵議員を新たに選出した。

（2）「機能の強化」－大学との包括連携協定事業の実施－について

◎ 徳島文理大学との連携事業を引き続き継続していくこと及び四国大学との包括連携協定締結の折には新たな事業にも取り組むことを決定した。

（3）会議のスケジュールについて

今年度上半期に「機能の強化」を、下半期に議会基本条例をそれぞれ議論することとし、「県民への説明責任・県民の意思の反映」等について、順次、検討項目を決定していくこととした。

（4）「機能の強化」－政策提言・政策立案機能の強化－について

政策条例検討組織の設置について、座長の試案をもとに調整することとした。

（5）「機能の強化」－監視・評価機能の強化－について

県行政に係る基本計画の議決条例を検討項目とすることを決定し、今年度下半期に議論することとした。

（6）その他

◎ 「開かれた議会」の一環として、平成24年6月定例会から議事堂1階ホールに展示パネルを設置し、議会活動の写真等を掲示することが提案され、その場で実施を決定した。

第11回検討会議（平成24年7月5日）

（1）会議のスケジュールについて

県行政に係る基本計画の議決条例の検討を行うため、「監視・評価機能の強化」について検討期間を延長したスケジュールの修正案を決定した。

(2) 「機能の強化」－政策提言・政策立案機能の強化－について

◎ 議員が提出する政策条例の議案の作成に関し協議又は調整を行うことを目的として、「徳島県議会政策条例検討会議」を地方自治法第100条第12項に基づく「協議等の場」に位置づけた、常設の組織として設置することを決定した。

(3) 視察について

全国都道府県議会議長会及び茨城県議会の議会改革の取り組み状況を視察することとした。

(4) その他

◎ 「政策提言・政策立案機能の強化」の一環として、県政の重要案件が生じた場合に、有識者や企業の方等を招いた勉強会を議会として開催することとし、当該勉強会を議会改革の1つに位置づけることを決定した。

◎ 喫緊の課題をテーマとした議会事務局内の各プロジェクトチームについて、「議会事務局の機能強化」として、議会改革の1つに位置づけることを決定した。

・ケーブルテレビ3社が新たに放送を開始することとなり、今後、県内全てのケーブルテレビで議会日程等の情報発信がなされることを報告した。

第12回検討会議（平成24年9月3日）

(1) 視察の報告について

7月10日、11日に実施した全国都道府県議会議長会及び茨城県議会における視察の概要を報告した。

(2) 「開かれた議会」－県民への説明責任・県民の意思の反映－について

◎ 議会事務局予算のホームページ公開が提案され、その場で実施を決定した。

◎ 議員連盟の活動のホームページ公開が提案され、その場で実施を決定した。

(3) 「機能の強化」－議会基本条例－について

議会基本条例の制定に向け協議を進めていくことを決定し、次回の検討会議において、各会派が提案する条例案を検討することとした。

(4) その他

今年度に議員定数に関する県民の意識調査を実施し、来年度に調査結果を踏ま

えた具体的な検討を行うため、平成24年9月定例会での選挙区等検討委員会の設置について提案があり、調整することとした。

第13回検討会議（平成24年9月18日）

(1) 「機能の強化」－議会基本条例－について

自由民主党・県民会議及び新風・民主クラブから、それぞれ条例案の説明があり、自由民主党・県民会議から提案のあった議会改革行動計画の策定について、調整することとした。

(2) 「機能の強化」－選挙区等検討委員会の設置－について

◎ 地方自治法第100条第12項に基づく「協議等の場」として、「徳島県選挙区等検討委員会」を臨時的に設置することを決定した。

第14回検討会議（平成24年10月11日）

(1) 「機能の強化」－議会基本条例－について

- ・議会改革行動計画を策定することとし、本県の議会基本条例は議会改革行動計画を盛り込んだ条例とすることを決定した。
- ・議会改革行動計画の内容について調整することとした。
- ・最終条例案を平成25年2月定例会に提出する予定で進めていくこととした。

第15回検討会議（平成24年11月9日）

(1) 「機能の強化」－議会基本条例－について

- ・議会改革行動計画について、修正点・追加項目についての協議を行い、当検討会議としての案を取りまとめた。
- ・議会基本条例の条例本体について、自由民主党・県民会議から提案のあった条例案をもとに、調整することとした。

第16回検討会議（平成24年11月19日）

(1) 「機能の強化」－議会基本条例－について

議会基本条例の条例本体について、修正点・追加条項等についての協議を行い、当検討会議としての案を取りまとめた。

(2) 「機能の強化」－監視・評価機能の強化－について

県行政に係る基本計画の議決条例案及び同条例を平成24年11月定例会に提出し、徳島県教育振興計画を平成25年2月定例会での議決対象としたい旨の提

案があり、本件について調整することとした。

第17回検討会議（平成24年11月30日）

(1) 「機能の強化」－議会基本条例－について

・議会基本条例及び議会改革行動計画のパブリックコメントについて、実施期間を1ヵ月程度、実施時期は会長・幹事長会で正式に決定後、直ちに行うことを決定した。

・議会基本条例全議員勉強会を12月19日の本会議閉会後に行うことを決定した。

(2) 「機能の強化」－監視・評価機能の強化－について

◎ 県行政に係る基本計画の議決条例案及び法令審査を踏まえた条例修正案について協議を行い、当検討会議としての最終条例案を決定した。

・本条例案を平成24年11月定例会に提出し、徳島県教育振興計画を平成25年2月定例会での議決対象とすることを決定した。

・議決対象となる計画の選定から議決に至るまでの手順(フロー)について座長試案が示され、決定した。

第18回検討会議（平成25年2月6日）

(1) 「機能の強化」－議会基本条例－について

・パブリックコメントにおいて提出された意見等について、「パブリックコメントの募集結果及び考え方」として取りまとめた。

・法令審査を踏まえた条例修正案について協議を行い、決定した。

◎ 当検討会議としての最終条例案及び最終計画書案を決定し、平成25年2月定例会に条例案を提出することとした。

(2) 最終報告書について

座長試案に基づき協議を行い、決定した。

検討会議終了後、最終報告書を議長に提出することを決定した。

3 主な検討の成果

検討の結果、新たに実施が決まった主な事項は次のとおりである。

議会基本条例の制定・議会改革行動計画の策定（※別紙1参照）

議会における最高規範として、議会の基本理念を定め、その実現を図るため、議員の責務、議会運営の原則、議会の役割等を明らかにした「徳島県議会基本条例」を決定した。（平成25年2月18日可決（予定））

また、議会においてこれまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、議会改革に継続して取り組むため、重点的に取り組むべき方策やその具体的な数値目標を定める「議会改革行動計画」を決定した。（同計画のうち検討会議で実施を決定した事項は別表のとおり）

県行政に係る基本計画の議決条例の制定（※別紙2参照）

「監視・評価機能の強化」の一環として、県の主要な計画を議決事件として定めることにより、理事者に対して、議会の議決や立案過程における議会への報告を義務づけ、県行政に対し、より一層、議会の意見を反映させることを目的とした「徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例」を決定した。（平成24年12月19日可決）

また、次のとおり新たな検討組織の設置を決定した。

政策条例検討会議の設置

「機能の強化」の観点から、議員提案による政策条例の検討の場として、地方自治法第100条第12項に基づく「徳島県議会政策条例検討会議」を設置を決定し、条例提案から制定に至るまでの一連のシステムを整えた。（平成24年7月6日可決、同月17日設置）

選挙区等検討委員会の設置

議員定数等の検討に当たり、平成24年度に県民の意識調査を実施し、平成25年度に調査結果を参考として具体的な検討を行うため、地方自治法第100条第12項に基づく「徳島県議会選挙区等検討委員会」を設置することを決定した。（平成24年10月12日設置）

(別表) 検討会議において新たに実施・見直しを行った事項

<機能の強化>

- ・ 徳島文理大学・四国大学との包括連携協定事業の実施 (第2回、第10回会議決定)
- ・ 政策条例検討会議の設置 (第11回会議決定)
- ・ 有識者・企業等との勉強会の開催 (第11回会議決定)
- ・ 議会事務局プロジェクトチームの設置 (第11回会議決定)
- ・ 選挙区等検討委員会の設置 (第13回会議決定)
- ・ 県行政に係る基本計画の議決条例の制定 (第17回会議決定)
- ・ 議会基本条例の制定・議会改革行動計画の策定 (第18回会議決定)

<効果的な議会運営>

- ・ 常任・特別委員会の議事録のホームページ公開 (第4回会議決定)
- ・ 委員会説明資料のホームページ公開 (第4回会議決定)
- ・ 本会議の開会時間の早期化 (第6回会議決定)
- ・ 代表・一般質問における質問項目のホームページへの前日掲載 (第6回会議決定)
- ・ 議会日程の早期公表 (第8回会議決定)

<開かれた議会>

- ・ 議会広報に係る県民へのアンケートの実施 (第3回会議決定)
- ・ 議会コンサートの開催 (第3回会議決定)
- ・ 「県議会だより」における広報特集記事の掲載 (第7回会議決定)
- ・ ケーブルテレビ会社への情報発信の要請 (第7回会議決定)
- ・ 議案のホームページ公開 (第8回会議決定)
- ・ 議会活動の展示パネルの設置 (第10回会議決定)
- ・ 議会事務局予算のホームページ公開 (第12回会議決定)
- ・ 議員連盟活動のホームページ公開 (第12回会議決定)

徳島県議会基本条例 (案)

目次

前文

- 第一章 総則 (第一条―第三条)
- 第二章 議員の責務及び活動 (第四条―第十二条)
- 第三章 議会運営の原則等 (第十三条―第十五条)
- 第四章 議会の役割及び機能 (第十六条―第二十一条)
- 第五章 知事等との関係等 (第二十二条―第二十四条)
- 第六章 県民との関係 (第二十五条―第二十八条)
- 第七章 議会改革 (第二十九条・第三十条)
- 第八章 議会事務局等 (第三十一条・第三十二条)
- 第九章 最高規範性 (第三十三条)
- 第十章 補則 (第三十四条)

附則

徳島県は、鳴門の渦潮、県南部の海岸線、剣山、吉野川などの豊かな自然、世界に誇りうる阿波踊り、阿波人形浄瑠璃、阿波藍などの伝統的な文化や産業、うだつの町並み、祖谷のかずら橋などの歴史的及び文化的な遺産、更には豊富で新鮮な農林水産物といった多彩で魅力あふれる地域資源を有している。

こうした地域資源が持つ潜在力を引き出すことにより県民の夢と希望を表現し、後世に引き継いでいくことは、本県の県政を委ねられた我々、徳島県議会議員の責務である。

徳島県議会は、明治十二年に公選制の県会として開設されて以来、先人たちの高い志を受け継ぎ、長い歴史と伝統に培われた円滑な議事運営に努めるとともに、自由闊達な議論を尊重するなど、県民を代表する県議会として、その役割を最大限に果たしてきたところである。

時代は地方分権改革のさなかにあつて、平成十二年のいわゆる地方分権一括法の施行等により地方自治体の自己決定権と責任の範囲が拡大され、平成二十二年には関西広域連合が発足するなど、地方自治を取り巻く環境は大きく変化している。

知事とともに二元代表制の一翼を担う徳島県議会は、県民の意見の集約と調和を図る立場にあることを自覚して地方分権改革を成し遂げ、本県の自主性や自立性を高めるとともに、主権者である県民の立場に立った真の地方自治を実現するという強い意志を持って、その果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、更なる議会改革に取り組んでおり、今こそ、その成果を確かなものとして未来に継承していかなければならない。

そのため、我々、徳島県議会議員は、議会改革の推進方策を体系的に取りまとめた議会改革行動計画の策定をこの条例に位置付けるとともに、本県のあるべき姿を希求し、その未来は県民とともに築いていくものであることを改めて宣言する。

そして、県議会が県政の最高意思決定機関であることから、議会は自治体の最高責任者であるとの認識の下に、徳島県議会議員の一人一人がその能力を最大限に発揮することにより、県民の負託にこたえ、県政の発展に寄与する議会を築くことを決意し、徳島県議会における最高規範としてこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、徳島県議会（以下「議会」という。）における最高規範として、議会の基本理念を定めるとともに、徳島県議会議員（以下「議員」という。）の責務、議会運営の原則、議会の役割等を明らかにすることにより、議員が県民の負託にこたえ、もって県民の福祉の増進、県勢の伸展及び民主政治の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 議会は、県政における最高議決機関として県民の意思を県政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第三条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- 一 県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関し県民に説明する責任を果たすこと。
- 二 議会の本来の機能である政策の決定並びに知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）の事務の執行についての監視及び評価を行うこと。
- 三 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言に取り組むこと。
- 四 地方分権の進展に的確に対応するため、議会の在り方を絶えず検証し、継続的に議会改革に取り組むこと。

第二章 議員の責務及び活動

(議員の責務)

第四条 議員は、県民の代表として県民全体の利益を考え、常に県民の意思及び県政の課題を把握するとともに、合議制の機関である議会の構成員として、議会活動を通じて県民の負託にこたえるものとする。

(議員活動)

第五条 議員は、前条に規定する責務を果たすため、次に掲げる活動を行うものとする。

- 一 県政に関する県民の意思を把握し、県政に反映させること。
- 二 県政の課題及び政策に関する情報収集及び調査研究を行うこと。
- 三 本会議、委員会その他の会議に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出すること。
- 四 議会活動に関する県民への広報を行い、県民に説明する責任を果たすこと。

(研さん及び調査研究)

第六条 議員は、審議、政策の立案等に必要能力の向上を図るため、研さん及び調査研究に努めるものとする。

(会派)

第七条 議員は、議会活動を円滑に行うこと及び把握した県民の意思を県政に効果的に反映させることを目的として、会派を結成することができる。

- 2 会派は、議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題及び政策に関して会派内における意見の集約及び会派間の調整に努め、その結果

を議会活動に反映させるものとする。

(議員報酬等)

第八条 議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当については、徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十四年徳島県条例第四号)及び徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成十六年徳島県条例第三十三号)の定めるところによる。

(政務活動費)

第九条 議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。

2 議員は、政務活動費の用途を明らかにしなければならない。

3 政務活動費の交付については、徳島県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年徳島県条例第二十六号)の定めるところによる。

(倫理等の保持)

第十条 議員は、選挙により選出されたという公の立場を自覚し、県民の代表としての責任感を持ち、良心に従って、常に倫理及び品位を保持するよう努めなければならない。

(資産等の公開)

第十一条 議員は、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に寄与するため、その資産等を公開しなければならない。

2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための徳島県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成七年徳島県条例第六十三号)の定めるところによる。

第三章 議会運営の原則等

(議会運営の原則)

第十二条 議会は、県民に開かれ、透明性の高い運営を行うよう努めるものとする。

2 議会は、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

3 議会は、言論の府として議員の発言を保障するとともに、議員相互間の討議等の方法によって活発な議論が行えるよう努めるものとする。

(定例会の回数)

第十三条 定例会の回数については、徳島県議会の定例会の回数を定める条例(昭和三十二年徳島県条例第三十六号)の定めるところによる。

(委員会の運営等)

第十四条 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

2 特別委員会は、県政の課題に対応するため必要がある場合に設置し、その機能が十分に発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、委員会の設置及び運営については、徳島県議会委員会条例(昭和三十四年徳島県条例第十二号)の定めるところによる。

(議員の定数及び選挙区)

第十五条 議会は、県民の意思を県政に十分に反映させることができるよう、議員の定数及び選挙区について、適切な見直しを行うものとする。

- 2 議員の定数及び選挙区については、徳島県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十四年徳島県条例第四十一号）の定めるところによる。

第四章 議会の役割及び機能

（議決）

第十六条 議会は、議決により、県の意思を確定するものとする。

（予算に係る審査等の体制の整備）

第十七条 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための体制の整備に努めるものとする。

（政策の立案及び提言）

第十八条 議会は、議員の提案による政策条例の制定、決議等を通じて、独自の政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

（調査）

第十九条 議会は、議案又は県の事務に関する調査を行うほか、県政及び議会運営に関する具体的な課題の解決を図るために必要な調査を行うものとする。

（調査、検討等を行う機関及び組織）

第二十条 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題の解決及び議会運営に関して必要があると認めるときは、調査、検討等を行うための機関及び組織を設置することができる。

（大規模な災害等への対応）

第二十一条 議会は、大規模な災害等が発生した際に迅速かつ的確に対応するための体制の充実強化に努めるものとする。

第五章 知事等との関係等

（知事等との関係）

第二十二条 議会は、二元代表制の下で、自らは議決権を有し、知事等は執行権を有するという互いの役割分担の関係を尊重しつつ、共通の目標である県民の福祉の増進及び県勢の伸展に向け、自らの機能を十分に発揮しなければならない。

（知事等の事務の執行の監視等）

第二十三条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているかを監視し、必要と認める場合には、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

（議会への説明等）

第二十四条 知事等は、予算の編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策に係る基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、議会にその内容を説明するよう努めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する基本的な計画のうち、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例（平成二十四年徳島県条例第九十一号）第二条に規定する基本計画については、同条例の定めるところにより、その案の概要等を議会に報告するものとする。

- 3 知事等は、予算の編成方針の策定若しくは調製又は県政に係る基本的な計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、議会の政策の提案の趣旨を尊重するものとする。

第六章 県民との関係

(県民の意思の県政への適切な反映等)

第二十五条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に十分に反映させることができるよう、県民の議会活動への参加の機会の充実に努めるものとする。

- 2 議会は、県民の意思を審議に反映させるため、本会議及び委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用を努めるものとする。

- 3 議会は、請願、陳情等があったときは、誠実に処理するものとする。

(議会活動に係る説明責任)

第二十六条 議会は、議会活動について、県民に対し説明する責任を果たすことにより、その透明性の確保に努めるものとする。

(広報広聴の充実)

第二十七条 議会は、様々な機会を通して議会に対する県民の意見を的確に把握するとともに、多様な媒体を活用して県民に対し議会活動に関する情報の提供を行い、県民に開かれた議会の実現に努めるものとする。

(情報公開)

第二十八条 議会は、徳島県情報公開条例(平成十三年徳島県条例第一号)の定めるところにより公文書の公開を行うほか、本会議及び委員会の会議録を広く県民が閲覧することができるようにするものとする。

第七章 議会改革

(議会改革の継続)

第二十九条 議会は、議会を取り巻く社会経済情勢の変化を的確にとらえ、県民の福祉の増進のため、議会運営が円滑かつ効率的なものとなるよう、議会改革に継続して取り組むものとする。

(議会改革行動計画の策定等)

第三十条 議会は、前条に規定する議会改革に関する取組を行うため、議会改革行動計画を策定するものとする。

- 2 議会改革行動計画は、議員が改選されることに見直すものとする。

- 3 議会は、議会改革行動計画について調査し、及び審議するため、議会改革検討会議を設置することができる。

第八章 議会事務局等

(議会事務局の機能の強化等)

第三十一条 議会は、議会の政策を立案する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織の整備に努めるものとする。

(議会図書室の適正な管理等)

第三十二条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第九章 最高規範性

第三十三条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならない。

第十章 補則

(見直し)

第三十四条 議会は、社会経済情勢の変化、県民の意思等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会改革行動計画（案）

議会改革行動計画の概要（案）

1 計画策定の趣旨

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務が廃止され、地方公共団体の権限が拡大したことに伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会は、知事等の執行機関の事務執行に対する監視・評価機能や政策立案機能のさらなる充実・強化が求められている。さらに、住民自治の充実という観点から、開かれた議会実現のための方策も模索されている。

このような状況を踏まえ、近年、各都道府県議会においては、議会改革のための委員会等を設置し、その機能強化等について検討がなされるなど、様々な取り組みが行われている。

本県議会においては、これまでも「議会のあり方検討委員会」等において、議会改革について鋭意協議を重ね、

- ・ 政務調査費の見直し（領収書添付の義務化、使途基準の具体化など）
 - ・ 県議会ホームページの充実（代表・一般質問における項目一覧や委員会の質問項目の掲載など）
 - ・ 委員会の県内・県外視察の見直し（視察概要のホームページ公開など）
- に取り組むなど、所要の議会改革を進めてきたところである。

また、平成23年5月臨時会においては、「議会改革検討会議」を設置し、「できることから直ちに取り組む」との姿勢で、「議会機能の強化」や「効果的な議会運営」、「開かれた議会」の3つの視点から、体系的な議会改革に取り組んでおり、

- ・ 政策条例検討組織の設置
 - ・ 議会日程の早期公表
 - ・ 県議会ホームページの充実（代表・一般質問における質問項目の前日掲載、委員会の説明資料や議事録の公開など）
- などを新たに実施したところである。

さらに、議会は自治体の意思を決定する場であることから、「議会は自治体の最高責任者」であるとの認識の下、今後とも、本県議会が、県民の負託に全力で応えるため、これまで進めてきた様々な議会改革の取り組みを後戻りさせることなく、議会改革に継続して取り組むため、重点的に取り組むべき方策やその具体的数値目標を定めた「議会改革行動計画」を策定し、本計画の趣旨に沿って施策を実施する。

2 計画の性格

本県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた徳島県議会基本条例第30条の規定に基づき、議会改革行動計画を策定する。

本県議会は、この計画の趣旨に沿って施策を実施することにより、議会改革に継続的に取り組む。

なお、議会改革行動計画は、議員の改選期ごとに見直すものとしており、また、本計画について調査・審議するため、議会改革検討会議を設置することができるとしている。

3 計画期間

行動計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とする。

4 計画の体系

議会改革行動計画では、本県の議会改革を推進するため取り組むべき主要課題とその推進方策に関して、徳島県議会基本条例に定められた基本理念を踏まえ、3つの策定の視点を明示し、それぞれの主要課題ごとに具体的な推進方策やその数値目標をまとめた。

- 3つの策定の視点
 - I 議会機能の強化
 - II 効果的な議会運営
 - III 開かれた議会

5 進行管理

この計画の推進にあたっては、改選期ごとにその進捗状況を公表し、着実な推進を図る。

6 計画の構成

この計画は、以下のとおり構成する。

- I 議会機能の強化
 - ・ 議会基本条例の制定
 - ・ 議員定数の検討
 - ・ 議会改革の推進
 - ・ 監視・評価機能の強化
 - ・ 政策提言・政策立案機能の強化
 - ・ 議会機能の強化

- II 効果的な議会運営
 - ・ 効果的な議会運営
 - ・ 本会議の効果的な運営
 - ・ 委員会の効果的な運営

- III 開かれた議会
 - ・ 県民への説明責任
 - ・ 県民の意思の反映
 - ・ 県民への情報発信

【重点戦略1】

議 会 機 能 の 強 化

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>1 議会基本条例の制定</p> <p>● 県議会の最高規範として、県議会に関する基本理念や基本となる事項を定めた議会基本条例を制定することにより、議会機能の強化や開かれた県議会の実現を図ります。</p> <p>○ 議会基本条例の制定 ㊦ ㊧制定</p>	検討	検討・制定	推進	
<p>2 議員定数の検討</p> <p>● 地方分権時代における二元代表制の一翼として、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、県民の多様な意見を県政に反映させるに足りる適正な議員定数等について検討を行います。</p> <p>○ 選挙区等検討委員会の設置 ㊦ ㊧設置</p>		設置・検討		
<p>3 議会改革の推進</p> <p>● 議会改革を推進し、県民に開かれた県議会とするため検討組織を設置し、実現可能なものから改革に着手するとともに、改革すべき事項のとりまとめを行います。</p> <p>○ 議会改革検討会議の設置 ㊦ ㊧設置 (設置期間 2年間)</p> <p>● 改革すべき事項を「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」、「開かれた県議会」と体系的に分類した議会改革行動計画を策定し、議会改革を推進します。</p> <p>○ 議会改革行動計画の策定 ㊦ ㊧制定</p> <p>● 議会基本条例に、議会改革行動計画の策定や議会改革検討会議の設置を位置づけ、議会改革の進行管理と見直しを図ることにより、議会改革に向けた不断の取り組みを行います。</p> <p>○ 議会改革の進行管理と見直しの推進 ㊦ ㊧実施</p>	設置・推進	推進		
		策定	推進	
			実施	推進

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>4 監視・評価機能の強化</p> <p>●県行政に係る基本的な計画の立案段階から議会が積極的な役割を果たす必要があることから、基本計画議決条例を制定し、県行政に対する監視・評価機能の充実に努めます。</p> <p>○基本計画議決条例の制定 ㉒ ㉔制定</p>		検討・制定	推進	
<p>5 政策提言・政策立案機能の強化</p> <p>●二元代表制の一翼として、県政の各分野に対し、政策の理念や具体的な施策を提案していくことが求められている中、議員提案による政策条例制定の動きを加速させるため、検討組織を設置します。</p> <p>○政策条例検討会議の設置 ㉒ ㉔設置</p>		設置・推進	推進	
<p>●住民ニーズや政策課題を踏まえた議員提案による政策条例の制定を促進します。</p> <p>○有識者や行政機関、関係団体から専門的意見の聴取</p> <p>○議員提案政策条例の検討数 ㉒ - → ㉔ 11件（累計）</p> <p>○議員提案政策条例の制定数 ㉒ - → ㉔ 8件（累計）</p>	推進			
	2件	5件	8件	11件
	2件	4件	6件	8件
<p>●代表・一般質問や委員会審査を通じて、積極的な政策提案を行います。</p>	推進			
<p>●議会の意思を表明した意見書を、国会及び関係行政庁に対し提出することにより、議会の住民代表機関としての役割を積極的に果たします。</p> <p>○意見書議決数 ㉒ 29件 → ㉔ 100件（累計）</p>	推進			
	28件	50件	75件	100件

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>● 県政の重要案件に対応できるよう、適宜、学識経験者、企業等からの説明聴取及び意見交換を行う政策研究会を開催し、議員の議会活動の活性化を図ります。</p> <p>○「政策研究会」の設立・開催 ㊦ ㊧設立 ・開催件数 ㊨ ー → ㊩ 6件（累計）</p> <p>● 県政の重要案件に対応できるよう、基礎自治体議会との協議の場を設け、議員の議会活動の活性化を図ります。</p> <p>● 県民の多様な意見を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。</p> <p>○自由民主党・県民会議 ○明政会 ○新風・民主クラブ ○日本共産党 ○公明党県議団 ○みんなの党</p> <p>● 特定の県政課題について調査研究を行うため、会派を超えた議員で構成する議員連盟の活動を積極的に推進します。</p> <p>○議員連盟数 ㊪ 南海地震対策議員連盟、観光振興議員連盟など 16団体</p> <p>● 四国の共通の課題について調査研究を行うため、四国4県議会の議員で構成する広域の議員連盟の活動を推進します。</p> <p>○森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 四国地方連絡会議 ㊫設立</p> <p>○四国観光議員連盟 ㊬設立</p> <p>○四国公共交通議員連盟 ㊭ ㊮設立</p> <p>● 会期中いつでも執行機関に対し文書で質問ができる文書質問制度を活用し、議員の活発な議論を通じ、議員による政策提言の促進を図ります。</p> <p>○文書質問件数 ㊯ 1件 → ㊰ 11件（累計）</p>	—	設立・ 推進 2回	4回	6回
	検討			
	推進			
	推進			
推進				
推進	2件	5件	8件	11件

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>●県議会と県内大学が相互に協力することにより、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的に包括連携協定を締結し、目的達成に有益な事業を実施します。</p> <p>○大学と議会との連携事業数（累計） ⑳ 1大学 → ㉒ 2大学</p> <p>○議会インターンシップにおける学生の受入人数（累計） ㉑ - → ㉓ 9人 ㉔ ㉒実施</p> <p>○大学生の議場見学出席者数（累計） ㉑ - → ㉓ 320人 ㉔ ㉒実施</p> <p>○調査レポートへの大学教員、大学院生等の寄稿数（累計） ㉑ - → ㉓ 3件 ㉔ ㉒実施</p> <p>○本会議傍聴への出席学生数（累計） ㉑ 18人 → ㉓ 56人</p> <p>○委員会視聴への出席学生数（累計） ㉑ 12人 → ㉓ 36人</p> <p>○県議会議員との意見交換会等の出席学生数（累計） ㉑ 28人 → ㉓ 90人</p> <p>○議会ホールの提供（累計） ㉑ - → ㉓ 3件 ㉔ ㉒実施</p>	推進			
	1大学	2大学	2大学	2大学
	3人	5人	7人	9人
	80人	160人	240人	320人
	-	1件	2件	3件
	14人	28人	42人	56人
	-	12人	24人	36人
	-	30人	60人	90人
	-	1件	2件	3件

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>6 議会機能の強化</p> <p>● 関西広域連合の議事機関として、条例の制定改廃、予算の議決等を伴う関西広域連合議会の議員を選任し、その活動を推進します。</p> <p>● 全国都道府県議会との情報交換や緊密な連絡調整などにより積極的かつスピーディーな要望・決議を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国都道府県議会議長会 ○ 四国4県議会正副議長会議 ○ 中国四国9県議会正副議長会議 ○ 近畿2府8県議会議長会議 ○ 東海・東南海・南海地震による超広域災害への備えを強力に進める9県議会議長会議 ○ 財政基盤強化対策県議会議長協議会 ○ 地すべりがけ崩れ対策都道県議会協議会 ○ 太平洋新国土軸推進府県議会議長連絡協議会 ○ 離島振興対策都道県議会議長会 <p>● 議会運営に影響を与えかねない危機事象に対応したマニュアルを策定し、危機管理体制の充実強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島県議会新型インフルエンザ対策ガイドライン ㉑ 策定 ○ 大規模地震発生時の議会対応 ㉒ 策定 ○ 徳島県議会災害情報連絡事務局運営要領 ㉓ 策定 <p>● 厳しい財政状況の下、財政健全化に資するため、引き続き、議会費の見直しに向けた検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 議員報酬の見直し ㉔ より削減継続 ○ 費用弁償の見直し ㉕ 実施 ○ 政務調査費の見直し ㉖ 実施 	<p>推進</p> <p>推進</p> <p>策定・推進</p> <p>推進・検討</p>			

主要事業実施工程表（議会機能の強化）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>●議会の政策立案機能を高めるため、議会事務局組織を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務課法務文書担当主任専門員の併任 ⑱実施 ○政策調整担当室長の配置 ⑳配置 ○政務調査機能の体制強化 調査課を政策調査課に変更 ㉑ ㉒実施 ○議会事務局内プロジェクトチームの設置 ㉓ ㉔実施 三連動地震対策、四国広域連合など6チーム <p>●県議会の規則や申し合わせ等について、県民のニーズや経済社会情勢に応じ、適宜見直しを行い、議会の活性化に努めます。</p>	推進			→
	推進			→

【重点戦略2】

効果的な議会運営

主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>1 効果的な議会運営</p> <p>●議会日程を早期に公表することにより、傍聴や請願・陳情の提出など、県民サービスの向上に努めます。</p> <p>○議会日程の早期公表 ⑦ ③実施 （閉会日前の議会運営委員会において、次の定例会の日程案を公表）</p> <p>●代表・一般質問における質問項目を質問前日にホームページへ掲載することなどにより、県民サービスの向上に努めます。</p> <p>○質問項目のホームページ前日掲載 ⑦ ③実施</p> <p>○傍聴者ロビーへの質問項目一覧表を掲示</p> <p>●議会運営に係る会派(所属議員4人以上)の見直しを行い、多様な民意の反映を行うとともに、議会の活性化を図ります。</p> <p>2 本会議の効果的な運営</p> <p>●本会議の開会時間を早めることにより、効率的な議会運営に努めます。</p> <p>○10時開会 ⑦ ③実施</p> <p>●定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることにより、円滑な議会運営と議会の活性化に努めます。</p> <p>○通年会期の導入</p> <p>●県民から提出された陳情も審議の対象とします。</p>				
	実施	推進		
	実施	推進		
		検討		
	実施	推進		
		検討		
	検討			

主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>●本会議での「質疑」や「討論」を活用し、議員の活発な議論を通じ、議会の活性化を推進します。</p> <p>●代表・一般質問において、答弁内容を掘り下げた再問を積極的に活用するなど、質問形態等の多様化を図り、議会の活性化を推進します。</p> <p>○代表・一般質問のあり方の検討（再問の積極的活用）</p> <p>○知事等への反問権の付与</p> <p>○対面式演壇の採用</p> <p>○スクリーンを使用した発言補助資料</p> <p>●本会議開会時において議案等を配置するなど、県民サービスの向上に努めます。</p> <p>○傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置 ⑩ ⑬実施</p> <p>○議案のホームページ公開 ⑩ ⑬実施</p> <p>●県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案に対する賛否状況を公表します。</p> <p>○表決態度の公表</p>	推進			→
	検討			→
	実施・推進			→
	検討			→

主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>3 委員会の効果的な運営</p> <p>●委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。</p> <p>○委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開 ⑳ ㉓実施</p> <p>○モニター室における委員会説明資料の配置</p> <p>●委員会の調査・審査に資するため、公聴会・参考人制度を積極的に活用し、県民意見等を審議に反映させるとともに、議会の活性化を図ります。</p> <p>●委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。</p> <p>○視察結果のホームページへの掲載</p> <p>●委員会のあり方の検討や、複数委員会所属制度の導入などを行い、委員会の活性化を図ります。</p> <p>○複数委員会への所属</p> <p>○予算委員会の開催</p> <p>○総合県民局関係の総務委員会または南部・西部総合県民局関係委員会の開催</p> <p>○請願・陳情関係者からの意見聴取</p> <p>●個人の質疑時間(1人40分)を会派の質疑時間(会派人数×40分)とするなどして、弾力的な委員会運営に努めます。</p> <p>○会派における質疑時間制度の導入</p>	推進			
	推進			
	推進			
	検討			
	検討			

主要事業実施工程表（効果的な議会運営）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>●委員会の県内・県外視察のあり方や実施方法を見直し、調査の活性化や経費節減を図ります。</p> <p>○県内視察の簡素化</p> <p>○県外視察の見直し</p> <p>●県内各地において出前委員会を開催することにより、県民の議会に対する理解を促進します。</p> <p>○出前委員会の実施 （議会と地域住民との意見交換の場の創設）</p>		検討		→
		検討		→

【重点戦略3】

開かれた議会

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>1 県民への説明責任</p> <p>●議員活動の透明性を確保するため、政務調査費の使途基準の明確化や領収書等の添付を義務化するなど、県民への積極的な情報の公開や提供を推進します。</p> <p>○政務調査費の使途・手続等に関する指針（ガイドライン）の策定 ㊤策定</p> <p>○政務調査費に係る事業実績報告書の提出を義務化 ㊤実施</p> <p>○政務調査費の収支報告書への領収書添付を義務化 ㊤実施</p> <p>○政務調査費の収支報告書・事業実績報告書のホームページ掲載 ㊤ ㊤実施</p> <p>●県民意思を県政に効果的に反映させることを目的とした会派活動を積極的に推進します。（再掲）</p> <p>○自由民主党・県民会議 ○明政会 ○新風・民主クラブ ○日本共産党 ○公明党県議団 ○みんなの党</p> <p>●特定の県政課題について調査研究を行うため、超党派の議員で組織する議員連盟の活動を積極的に推進します。（再掲）</p> <p>○議員連盟数 ㊤ 南海地震対策議員連盟、観光振興議員連盟など 16 団体</p> <p>●四国の共通の課題について調査研究を行う広域の議員連盟の活動を推進します。（再掲）</p> <p>○森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟 四国地方連絡会議 ㊤設立</p> <p>○四国観光議員連盟 ㊤設立</p> <p>○四国公共交通議員連盟 ㊤ ㊤設立</p>	推進			
	推進			
	推進			
	推進			

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>●県内各地において出前委員会を開催することにより、県民の議会に対する理解を促進します。（再掲）</p> <p>○出前委員会の実施 （議会と地域住民との意見交換の場の創設）</p>		検討		
<p>2 県民の意思の反映</p> <p>●広く県民の要望をくみ取るため、請願・陳情制度の周知に努め積極的に活用します。</p> <p>○請願件数 ② 20件 → ④ 80件（累計）</p> <p>○陳情件数 ② 21件 → ④ 80件（累計）</p>	推進			
	24件	40件	60件	80件
	24件	40件	60件	80件
<p>●広く県民の要望をくみ取るため、パブリックコメント、県民アンケート、議長へのメールの周知に努め、積極的に活用します。</p> <p>○パブリックコメントの実施 ① ③実施 ② - → ④ 7件（累計）</p> <p>○県民アンケートの実施 ① ③実施</p> <p>○議長へのメール ① ③導入</p>	推進			
	1件	3件	5件	7件
<p>3 県民への情報発信</p> <p>●開かれた県議会を確立するため、定例会ごとに正・副議長による定例記者会見を実施し、議会活動についての情報発信を行います。</p> <p>○記者会見の実施 ②実施</p>	推進			
<p>●本会議を夜間・休日に開催し、県民サービスの向上に努めます。</p> <p>○夜間・休日議会の開催</p>		検討		

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>●委員会の審査状況をモニター室での視聴だけでなく、委員会室での直接傍聴を行うことにより、県民の議会への関心を深めます。</p>	検討			→
<p>●本会議・委員会の開催時期の周知・広報に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。</p> <p>○本会議傍聴者数 ② 2,323 人 → ②⑥ 8,700 人（累計）</p> <p>○委員会視聴者数 ② 1,422 人 → ②⑥ 6,000 人（累計）</p>	推進			→
	2,101 人	4,250 人	6,450 人	8,700 人
	1,779 人	3,200 人	4,600 人	6,000 人
<p>●本会議開催時において議案等を配置するなど、積極的な情報公開を行います。（再掲）</p> <p>○傍聴者ロビーに議案及び説明資料の配置 ⑦ ②③実施</p> <p>○議案等のホームページ公開 ⑦ ②③実施</p>	推進			→
<p>●県民にわかりやすい県議会とするため、議員の議案に対する賛否状況を公表します。（再掲）</p> <p>○表決態度の公表</p>	検討			→
<p>●委員会の審議をインターネットで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。</p> <p>○委員会のインターネット中継</p>	検討			→
<p>●委員会の議事録をホームページに公開するなど、県民サービスの向上に努めます。（再掲）</p> <p>○委員会記録や委員会説明資料のホームページ公開 ⑦ ②③ 実施</p> <p>○モニター室における委員会説明資料の配置</p>	推進			→
<p>●委員会視察の内容をホームページで公開するなど、県民サービスの向上に努めます。（再掲）</p> <p>○視察結果のホームページへの掲載</p>	推進			→

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<p>●ケーブルテレビを活用した情報発信に努め、県民の議会への関心を深めるとともに、理解の促進を図ります。</p> <p>○ケーブルテレビ放映社数 ⑳ 10社 → ㉑ 17社</p> <p>○CATVで視聴可能な市町村数 ⑳ 18市町村 → ㉑ 23市町村 (※)上板町の一部を除く</p>	推進			
	14社	17社	17社	17社
	23市町村 (※)	23市町村	23市町村	23市町村
<p>●議会情報を積極的にホームページ等で公表することにより、県民への迅速な情報の提供など県民サービスの向上を図ります。</p> <p>○議案等のホームページ公開（再掲）㉑ ㉒実施</p> <p>○質疑項目のホームページ前日掲載（再掲）㉑ ㉒実施</p> <p>○委員会記録や委員会説明資料のホームページ掲載（再掲）㉑ ㉒実施</p> <p>○委員会視察結果のホームページ掲載（再掲）</p> <p>○正副議長による定例記者会見のホームページ掲載（再掲）</p> <p>○議会図書室の新着図書・資料情報のホームページ・全庁掲示板への掲載（再掲）㉑ ㉒実施</p> <p>○議会ホームページのアクセス数 ⑳ 62,632件 → ㉑ 325,000件（累計）</p> <p>○本会議インターネット中継のアクセス数 ⑳ 3,384件 → ㉑ 16,200件（累計）</p> <p>○本会議の会議録検索システムのアクセス数 ⑳ 27,454件 → ㉑ 127,000件（累計）</p> <p>○県内市町村議会ホームページへの県議会ホームページのリンク設定 ⑳ 2件 → ㉑ 24件</p> <p>○「議会のしおり」（リーフレット）配付数 ⑳ 約1,000部 → ㉑ 4,000部（累計）</p>	推進			
	78,474件	158,000件	240,000件	325,000件
	5,708件	9,200件	12,700件	16,200件
	31,186件	63,000件	95,000件	127,000件
	2件	12件	24件	24件
	1,000部	2,000部	3,000部	4,000部

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
<ul style="list-style-type: none"> ○「議会の概要」（冊子）配付数 ② 約400部 → ⑥ 1,600部（累計） ○政務調査費の収支報告書・事業実績報告書のホームページ掲載（再掲） ㊦ ㊧実施 ○議会関係予算のホームページ掲載 ㊦ ㊧実施 ○議員連盟活動のホームページ掲載 ㊦ ㊧実施 	400部	800部	1,200部	1,600部
<ul style="list-style-type: none"> ●議会活動等の情報を広く県民に提供するため、新聞発行する「県議会だより」等の内容充実、適期の情報発信を行うことにより、県民の議会に対する理解を推進します。 ○「県議会だより」における広報特集記事の掲載 ○テレビスポット・ラジオスポットの有効活用 ○「県議会だより」録音版の有効活用 	推進			
<ul style="list-style-type: none"> ●議員一人一人が広報マンとなり、県内外に徳島の魅力をアピールします。 ○「とくしまの魅力と実力」（リーフレット）の作成・活用 ㊦ ㊧実施 		作成・実施	推進	
<ul style="list-style-type: none"> ●県民の議会への関心を高め、議会を身近に感じてもらうため、議会活動展示パネル展や議会コンサート等を開催することにより、「開かれた議会」の一層の推進を図ります。 ○議会活動展示パネルの設置 ㊦ ㊧実施 ② — → ⑥ 12回（累計） ○議会コンサートの開催 ② — → ⑥ 9回（累計） ○大学との連携による議会ギャラリーの開催 ㊦ ㊧実施 ○議会インターンシップにおける学生の受入人数（累計） ② — → ⑥ 9人 ㊦ ㊧実施（再掲） 	推進			
	—	4回	8回	12回
	3回	5回	7回	9回
	3人	5人	7人	9人

主要事業実施工程表（開かれた議会）

主要事業名・事業概要・数値目標	工程（年度別事業計画）			
	H23	H24	H25	H26
○大学生の議場見学出席者数（累計） ⑳ ー → ㉔ 320人 ㉕ ㉔実施 （再掲）	80人	160人	240人	320人
○本会議傍聴への出席学生数（累計） ㉔ 18人 → ㉔ 56人 （再掲）	14人	28人	42人	56人
○委員会視聴への出席学生数（累計） ㉔ 12人 → ㉔ 36人 （再掲）	ー	12人	24人	36人
○県議会議員との意見交換会等の出席学生数（累計） ㉔ 28人 → ㉔ 90人 （再掲）	ー	30人	60人	90人
○議会ホールの提供（累計） ㉔ ー → ㉔ 3件 ㉕ ㉔実施 （再掲）	ー	1件	2件	3件

徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、基本計画の立案の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって実効性の高い基本計画の策定を図るとともに、県民の視点に立つた透明性の高い県行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「基本計画」とは、次に掲げる計画をいう。

- 一 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- 二 前号に掲げるもののほか、県民生活に関係が深く、かつ、県行政の運営上特に重要と認められる分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画

(議会の議決等)

第三条 知事その他の執行機関(以下「知事等」という。)は、基本計画の策定又は変更(次に掲げる事項に係るものに限り、その内容が軽微であるものを除く。以下同じ。)をするに当たっては、次に掲げる事項(変更の場合にあつては、当該変更に係る部分に限る。)について、議会の議決を経なければならない。

- 一 基本計画の推進に係る基本構想に関する事。
- 二 基本計画の計画期間に関する事。
- 三 基本計画の実施に関し必要な政策及び施策のうち重要なものに関する事。
- 2 知事等は、基本計画の廃止(基本計画の計画期間の満了に伴うものを除く。以下同じ。)をするに当たっては、その旨について、議会の議決を経なければならない。
- 3 知事等は、第一項の議決を経て基本計画の策定又は変更をしたときは当該基本計画を、前項の議決を経て基本計画の廃止をしたときはその旨を、速やかに公表するものとする。

(立案の過程における報告等)

第四条 知事等は、基本計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案の過程において、基本計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を議会に報告するとともに、公表し、県民等の意見が基本計画に反映されるよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 知事等は、基本計画の廃止をしようとするときは、あらかじめその旨及び廃止の理由を議会に報告するものとする。

(知事等への意見)

第五条 議会は、県行政の推進のために新たに基本計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

- 2 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、基本計画の変更又は廃止が必要と認めるときは、知事等に対し、意見を述べるすることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に策定される基本計画について適用する。
。ただし、当該基本計画のうち同日以後最初に招集される定例会において第三条第一項の規定による議決を経ようとするものについては、第四条第一項の規定は、適用しない。

(経過措置)

- 3 前項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、
いけるよ！徳島・行動計画は第二条第一号に掲げる基本計画と、次に掲げる計画は同条
第二号に掲げる基本計画とみなして、第三条及び第四条の規定（策定に係る部分を除く
。）並びに第五条第二項の規定を適用する。

一 徳島県男女共同参画基本計画（第二次）

二 徳島県教育振興計画

(徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正)

- 4 徳島県議会の議決すべき事件を定める条例（昭和五十四年徳島県条例第二十五号）の
一部を次のように改正する。

「基づき」の下に「別に定めるもののほか」を加える。

徳島県議会議規則第二百二十一条第二項本文の規定による協議等の場

<p>名 称</p>	<p>徳島県議会議会 改革検討会議</p>
<p>目 的</p>	<p>議会議改革を推進し、 県民に開かれた議 会とするための協 議又は検討を行う こと。</p>
<p>構 成 員</p>	<p>会派（所属議員が 四人以上のもの に限る。以下同 じ。）の会長が それぞれの会派 の所属議員のうち から指定する者。 この場合におい て、当該指定す る所属議員の人数 は、会派間の協 議により定める。</p>
<p>招 集 権 者</p>	<p>座長</p>

徳島県議会議会改革検討会議要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、徳島県議会議会規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）第二百一十一条第二項本文の規定により協議等の場として設けられた徳島県議会議会改革検討会議（以下「会議」という。）について、同条第四項の規定に基づき運営その他必要な事項を定めるものとする。

(座長及び副座長)

第二条 会議に座長及び副座長各一人を置く。

2 座長及び副座長は、会議において互選する。

(招集)

第三条 会議は、座長が招集する。

(会議の定足数)

第四条 会議は、構成員の半数以上が出席するとともに、各会派（所属議員が四人以上のものに限る。）から一人以上の出席がなければ開くことができない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(構成員以外の出席者)

第五条 議長及び副議長は、必要があると認めるときは、会議に出席し、発言できるものとする。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員のほか、所属議員が三人以下の会派からそれぞれ一人の議員を会議に出席させることができる。

(代理出席)

第六条 会派は、構成員が会議に出席できないときは、他の議員を代理出席させることができる。この場合において、当該代理出席した議員は、構成員とみなす。

(議事)

第七条 会議は、座長が議事を整理する。

(記録)

第八条 座長は、職員をして、会議の日時、出席者の氏名、会議の概要等を記載した記録を作成させるものとする。

(座長の職務代行)

第九条 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは副座長が、座長及び副座長にともに事故があるとき又は座長及び副座長がともに欠けたときは年長の構成員が、この要綱に定める座長の職務を行う。

(傍聴)

第十条 会議は、議員のほか、座長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し退席を求めることができる。

(報告)

第十一条 座長は、会議の協議又は検討が終了したときは、結果報告書を議長に提出しなければならない。

(補則)

第十二条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成二十三年五月十七日から施行する。

2 最初の会議の招集については、第三条及び第九条の規定にかかわらず、議長がこれを行う。

議会改革検討会議名簿（平成23年度）

職名	氏名	会派名	備考
座長	藤田 豊	自民党・県民会議	
副座長	三木 亨	明政会	
委員	北島 勝也	自民党・県民会議	
委員	木南 征美	自民党・県民会議	
委員	樫本 孝	自民党・県民会議	
委員	川端 正義	自民党・県民会議	
委員	嘉見 博之	明政会	
委員	重清 佳之	明政会	
委員	庄野 昌彦	新風・民主クラブ	
委員	松崎 清治	新風・民主クラブ	
	岡本 富治	議長	オフザパー
	森田 正博	副議長	オフザパー
	古田 美知代	日本共産党	オフザパー
	長尾 哲見	公明党県議団	オフザパー
	森本 尚樹	みんなの党	オフザパー

議会改革検討会議名簿（平成24年度）

職名	氏名	会派名	備考
座長	藤田 豊	自民党・県民会議	
副座長	岡田 理絵	明政会	
委員	岸本 泰治	自民党・県民会議	
委員	川端 正義	自民党・県民会議	
委員	北島 勝也	自民党・県民会議	
委員	木南 征美	自民党・県民会議	
委員	中山 俊雄	明政会	
委員	三木 亨	明政会	
委員	黒崎 章	新風・民主クラブ	
委員	長池 文武	新風・民主クラブ	
	樫本 孝	議長	オブザーバー
	嘉見 博之	副議長	オブザーバー
	古田 美知代	日本共産党	オブザーバー
	長尾 哲見	公明党県議団	オブザーバー
	森本 尚樹	みんなの党	オブザーバー

